育成経営体の公表情報 (様式3)

I	公表年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話及びFAX番号	E-mail	ホームページ等URL	認定事業主
	令和6年3月31日	泉林業有限会社	代表取締役 泉 雅夫	三重県北牟婁郡紀北町相賀404-3	0597-32-0104 0597-32-2967	izumi2@ztv.ne.jp	_	0

1. 基本	青報
-------	----

細	絀	形,	能

O 11-119471772					_
会社	協同組合等	森林組合	個人事業主	その他	
0				()	

5

3

(0)		J 17
(2)	1 V III I	- 1

③ 事業の種類

<u> </u>	11/91		
造林	素材生産	製材	その他
0	0	0	

4

4

④資本金(出資金)

. 1 -		щ
	Ŧ	円
10,	, 0	00

2. 雇用の状況

(うち常用) (うち常用) 選任の有無 文書交付の有無 労災保険 労災保険料率 雇用保険 健康保険 厚生年金保険 退職金共済等 5 人 (5 人) 1 人 (5 人) 有 有 5 人 100 % 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 6 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と <th>現場作業職</th> <th>員数</th> <th>事務系等</th> <th>職員数</th> <th>雇用管理者の</th> <th>雇用に関する</th> <th colspan="11"></th> <th></th>	現場作業職	員数	事務系等	職員数	雇用管理者の	雇用に関する												
5 人 1 人 有 有 5 人 100 % 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人	(うち常用	月)	(うち常	有用)	選任の有無	文書交付の有無	労災保	:険	労災保険	料率	雇用保	·険	健康保	以除	厚生年金	全保険	退職金井	共済等
	5 (5	人人	1 (1	人人	有	有	5	人	100	%	5	人	5	人	5	人	5	人

5年後の見込み

6		5	人	有	右	5 1	5 1	5	Y	5	Į.	5	
	(5	人)	行	行	J 入	5 /	.	人	J J	人	1	人

3. 技術者・技能者の数

	みえ森林・林業アカデミー修了者 ディレクター マネージャー プレーヤー		フォレスト ワーカー			ノオレムト	森林施業 プランナー			技術士 技能士		林業技士 フォレスター (森林総合監理士)		作業主任 取得者	その他 ()	
人	人	人	3 ,	(3 ,		1 <i>J</i>	. 人	人	人	人	2 人	人	4	人	人
5年後の見込	込み															

その他技術的情報

人家裏危険木の伐採

4. 林業機械の保有状況

グラッ	プル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー バンチャ	スキッダ	集材	才機	トラック (t)	その他 ()	その他 ()	その他 ()
1	台	台	台	台	台	台	台	台	3	台	台	台	台	台
5年後	の見込	込み												
1	4	4	4	4	4	4	4	4	9	4	4	4	4	4

5. 事業量等(事業量、事業区域、生産量の増加又は生産性の向上等)

事業期間 【直近の事業年度 : 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日】 【5年後の事業年度: 令和 10年 4月 1日 ~ 令和 11年 3月 31日】

※ 直近の事業所年度の実績及び5年後の事業年度の見込みを記載してください。

Г	直近の年(基準)		主社生金					造林・保育							
		事業区分	素材生産					宣外・保育				素材生産の請造林の請負			
		テルロハ		主伐間伐				16116		その他	業の事業量	事業区域	負がある場合	ある場合は、 主な請負業者	
		指標	面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)	面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)	植付(ha)	下刈り(ha)	(切捨間伐)	(防護柵設置)		は、土な前負業者名を記載	土な頭負乗有 名を記載
		直営	0.00	0	0.00	17. 10	812	1.76	0.00	0.00	79. 13	0.00	三重 県		
		請負	0.00	0		0.00	0		0.00	0.00	0.00	0.00	尾鷲 市		
		合計	0.00	0		17. 10	812		0.00	0.00	79. 13	0.00	紀北 町		
/ -		材積計	812									•	•		
/ [5	事業区分	素材生産					造林・保育			左記以外の林		素材生産の請	造林の請負が	
П	年			主 伐		間伐			[+/] () = (I) o (その他	業の事業量事業区域		負がある場合は、主な詩色	ある場合は、 主な請負業者
H	後 の 見	指標	面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)	面積(ha)	材積(m3)	生産性 (m3/人日)	植付(ha)	下刈り(ha)	(切捨間伐)	(防護柵設置)		業者名を記載	名を記載
١I		直営	0.00	0	0.00	65.00	1,700	2. 10	0.00	0.00	25.00	0.00	三重 県		
۱I	込	請負	0.00	0		0.00	0		0.00	0.00	0.00	0.00	大台 町		
*	み	合計	0.00	0		65.00	1,700		0.00	0.00	25.00	0.00	紀北 町		
	目標とす	する項目					✓		← ※目標と	して設定する	ものについて	て「目標とす	る項目」欄に	こチェックして	こください。
		材積計	1,700		•		109.4%								

※主伐及び間伐の計画がある場合、増加率(%)は目標とする項目について合算した数値を記載しています。

6. 生産管理又は流通合理化等		, 1年以内 取り) 名日子。				1年以内 1	形 ね 組まっ	
①適切な生産管理	取り組. でい	ん に取り組 意向	可があ		②原木の安定供給・流通合理化等	取り組ん でいる	に取り組ま	取り組む 意向があ	
・作業日報の作成・分析による進捗管: 工程の見直し	理や	* む予定 ・	(年後)	・製材工場等需要者との直接的な取引 直接的な取引の相手先名 【		む予定 	2	(年後
・作業システムの改善	V		(年後)	・とりまとめ機関を通じた共同販売・共同 とりまとめ機関名 【	別出荷			(年後
・その他()		(年後)	・森林所有者や工務店等との連携				年後
①②のうち、該当するもの(チェック					・その他()			(年後
7. 造林・保育の省力化・低コスト化	取り組				8. 主伐後の再造林の確保	有してい		整備する	
	でい	ん ためり組 音点)組む 可があ る	F- (1)		3		整備する 意向があ る	l bon tti
7. 造林・保育の省力化・低コスト化・伐採と造林の一貫作業システムの導	でい	ん に取り組 意向		年後)	8. 主伐後の再造林の確保・主伐及び主伐後の再造林を、直営施業又への請負により実施する体制	3			(年後
	でい	ん に取り組 意向		年後)年後)	主伐及び主伐後の再造林を、直営施業又	なは他者 🗸			(年後
・伐採と造林の一貫作業システムの導	でい	ん に取り組 意向		,	・主伐及び主伐後の再造林を、直営施業又への請負により実施する体制 ・主伐及び主伐後の再造林を、連携する他	なは他者 🗸	に整備する予定	意向があ る 	
・伐採と造林の一貫作業システムの導 ・コンテナ苗等の使用 ・低密度植栽	でい	ん に取り組 意向		年後)年後)	・主伐及び主伐後の再造林を、直営施業スへの請負により実施する体制 ・主伐及び主伐後の再造林を、連携する他 事業者と一体的に実施する体制	る (は他者 ノ 1の民間 取り組ん	に整備する 1年以内 1に取り組 1	意向がある 取り組むあ	
・伐採と造林の一貫作業システムの導・コンテナ苗等の使用	でい	ん に取り組 意向		年後)	・主伐及び主伐後の再造林を、直営施業スへの請負により実施する体制 ・主伐及び主伐後の再造林を、連携する他事業者と一体的に実施する体制 連携する相手等の名称 【	る (は他者 レ 1の民間 取り組んでいる	に整備する まる予定	意向がある。	
・伐採と造林の一貫作業システムの導 ・コンテナ苗等の使用 ・低密度植栽	でい	ん に取り組 意向		年後)年後)	・主伐及び主伐後の再造林を、直営施業スへの請負により実施する体制 ・主伐及び主伐後の再造林を、連携する他 事業者と一体的に実施する体制	る (は他者 レ 1の民間 取り組んでいる	に整備する 1年以内 1に取り組 1	意向がある 取り組むあ	(年後
・伐採と造林の一貫作業システムの導 ・コンテナ苗等の使用 ・低密度植栽 ・下刈りの省略	· 入	に取り組意向をお予定	可がある (((((((((((((((((((年後) 年後) 年後) 年後)	・主伐及び主伐後の再造林を、直営施業スへの請負により実施する体制 ・主伐及び主伐後の再造林を、連携する他事業者と一体的に実施する体制 連携する相手等の名称 【	な は他者 ノ 1の民間 取り組んでいる 更新の実施	に整備する 1年以内 1に取り組 1	意向がある 取り組むあ	(年後

以下の6~14の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等	策定等し 1年以内 策定等 に策定等 る意向	きす]が	10. 素材生産や造林・保育の実施体制の確保	'	年 1年	実績
・独自の行動規範等の策定・遵守	する予定 あ	(年後)	・素材生産の事業実績	以上以	上未満	なし
・所属団体や県・市町等が策定した行動規範等の 他者が策定した行動規範等の場合の策定主体		年後)	・造林・保育等の事業実績	'	年 1年	実績なし
上記のうち、該当するもの(チェックしたもの)に 弊社は主に森林管理署等の公共事業の入札にで、各法令・規則等は原則遵守して事業を実行	参加し、作業を請負うこ		・三重県内の森林における森林施業の実績 (森林施業:素材生産、造林・保育等)	V		
11. 雇用管理の改善及び労働安全対策	取り組ん 1年以内 取り組	lt:			内 取り組む	
①雇用管理の改善 ・現場作業職員の常用化	取り組ん でいる に取り組 意向が む予定	iあ る (年後)	②労働安全対策等・現場作業職員等への安全衛生教育の実施	でいるに取り	組 意向があ 定 る	(年後)
・現場作業職員への月給制の導入		(年後)	・労働保険への加入 (一人親方の特別加入を含む)	v		(年後)
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	v	(年後)	・リスクアセスメント	v		(年後)
社会保険・退職金共済等への加入等、 福利厚生の充実	v	(年後)	・防護具等の着用の徹底	v		(年後)
・その他 (年3日以上の有給休暇の取得) 特別報酬等の支給		(年後)	・作業現場の安全巡回	V		(年後)
①②のうち、該当するもの(チェックしたもの)に 従業員の意向を踏まえ休暇日等を設定した			・労働安全コンサルタント等専門家による 安全診断・指導	V		(年後)
特別報酬等の支給、福利厚生の充実等、従業 常に念頭に置き雇用管理を実施している。ま	員にとって働きやすい環 た、フォレストワーカー	境づくりを ・フォレス	· その他(て発生して	(年後)
トリーダー研修等を活用し、現場作業での必要なる技術の向上を図っている。弊社は作業内であるが、仕事は安定的に月平均23日程度あり、 となっている。	容の都合上日給月給制を持	採用してい	・過去3年以内に死亡労働災害が発生してい	ないか	:iv いる	
(C14.2) (V1.0)			・休業4日以上の負傷労働災害が、現場従業 20%以上の割合で、直近の3年間連続して	- · · · · · ·		

12.	環境への配慮	取り組ん に取り組	取り組む 意向があ	13.	人材の育成	取り組ん 1年以内 取り組織でいる に取り組 意向がる	<u>い</u> あ
	環境に配慮した取組	→ む予定	年後)		・計画的な技術者の育成等に対する取組	せ む予定 □	(年
-	:記取組の具体的内容を記述してください。 表土の流出を抑えるため、保育間伐時には け、やむを得ず谷筋方向に伐倒した場合は、 にする。また、「もと来たよりも美しく」を ミ類は、自分・他者の物問わず回収し、しか	必ず谷から伐倒木を モットーに、作業明	:引き上げるよう 記場で発生したゴ		上記取組の具体的内容を記述してください。 新規採用者等、新たに採用する若手や現従 カー・フォレストリーダー等の育成研修に積材 形成・向上に取り組んでいる。		
14.	コンプライアンスの確保		はい いいえ				はい いい
	・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときか		in.		・森林の経営管理を適切に行うことができない 関し不正もしくは不誠実な行為をする者では		V
	・業務に関連して法令に違反した場合は、再発 確実に行う	防止に向けた取組を			・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 行為の防止等に関する法律第32条第1項各		V
	国、都道府県又は市町村から入札参加資格の	指名停止を受けてい	いない		・9の行動規範等に違反した行為をする者では	ない	<u> </u>
15.	その他、地域への貢献、表彰実績等に関する	情報					
	その他事業体情報						